

地方分権改革の実現に向けた提言(案)

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四州市は、地域の自主性・自立性を高めるとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。

地方分権改革については、6月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を踏まえた第4次一括法が公布されたことなどから、国は地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討したとして、「地方分権改革の総括と展望」を取りまとめた。

また、本年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が創設され、国として、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に取り組むという強い姿勢が示された。

一方で、地方分権改革に関する「提案募集方式」が開始されたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、国から地方への税源移譲が十分に行われていないなど、依然として取組が不十分な状況にある。

今後は、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営ができるよう、「提案募集方式」における地方の提案の実現等を通じて、地方の意見を最大限尊重した改革を推進し、特に以下に掲げる事項について、更なる地方分権改革の実現に向けた取組を確実に実行することを強く求めるものである。

1 国と地方の役割分担の徹底した見直しによる地方への権限移譲

- (1) 国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき、引き続き、徹底した見直しを行い、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながることを第一として、これまでの地方分権改革に係る一括法等の内容にとどまらず、地方への大幅な権限移譲を進めること。

また、権限移譲に当たっては、確実に、必要な税財源を一体的に移譲すること。特に、県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置については、県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち、財政中立を基本として、国において地方財政措置を検討し、適切に講じること。

- (2) 義務付け・枠付けの見直しについては、これまでの地方分権改革に係る一括法等の取組にとどまらず、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本として、政治主導による更なる見直しを行うこと。

また、見直しを行う際は、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定は行わないこと。

- (3) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、四州市においても、各団体の発意に基づき、ハローワーク業務の移管等、積極的に提案を行ったが、地方からの提案に対して、国は検討を行っているものの、現時点で実現が見込まれるものは極端に少ない状況である。地方からの発意・提案により地方分権改革を進めるという「提案募集方式」の意義を十分に踏まえ、国として、真摯に検討を行い、ひとつでも多くの提案を実現させること。

なお、本方式の導入にとどまることなく、国においても自ら地方分権改革に主体的に取り組むこと。

2 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

- (1) 地方が自主的かつ自立的に行財政運営を行えるよう、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの一層の税源移譲について、具体的な工程を明示し、地方の役割分担に見合う地方税源の充実強化を行うこと。
- (2) 地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。
地方法人税及び地方法人特別税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会に逆行するものである。したがって、地方法人税は、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。
また、地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。
- (3) 国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていること等に鑑み、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。
- (4) 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、両税が地方自治体の都市基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯、また、自動車取得税の税率の引下げや自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴い大幅な減収となっていること等も踏まえ、地方税により安定的な代替財源を確保すること。
- (5) 償却資産に対する固定資産税は、市町村の行政サービスを享受していることに着目して課する同税の性格や、行政サービスを提供する上での貴重な安定財源であることを踏まえ、国の経済対策等の観点から見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- (6) 神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、地方の課税自主権が、あまりに狭い範囲にとどまっていることを示したものである。現在の法律では、地方分権の推進や課税自主権の積極的な活用を図ることが困難と言わざるを得ない。
この判決の補足意見で、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。
また、法人実効税率の引下げに関連し、地方が課税自主権を活用して実施している法人住民税・事業税の超過課税の見直しを求めようとする国の動きも見受けられるが、地方の課税自主権を尊重し、超過課税の見直しを求めないこと。
- (7) 地方交付税は地方固有の財源である。このため、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を堅持し、必要な総額を確保すること。

また、法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合の地方交付税原資の減収分については、国の責任において、法定率を引き上げることで対応すること。

さらに、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応することとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

なお、廃止までの間、財政力指数の高い地方自治体に多く配分されている臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。

- (8) 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

- (9) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含め、国が責任をもって全額を負担し、地方に財政的な負担を生じさせないこと。

- (10) 地方の自主的かつ安定的な財政運営のため、株式会社による保育所整備など、民間事業者による公共的な施設整備の補助に要する経費や、老朽化する公共施設の維持修繕について、経費の平準化を図るため、耐用年数の範囲内で起債対象とするなどの拡充を図ること。

3 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財政制度の改革を一体的に進めること。

平成26年 月 日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
地方創生担当大臣	石破 茂 様
総務大臣	高市 早苗 様

神奈川県知事	黒 岩 祐 治
横浜市 長	林 文 子
川崎市 長	福 田 紀 彦
相模原市 長	加 山 俊 夫